

## 懇話会等行政運営上の会合に関する取扱要領

～平成 24 年 10 月 23 日付け人事第 2152 号により施行～

### 1 趣旨

この要領は、懇話会等の設置及び運営等に関し必要な事項について定めるものである。

### 2 定義

この要領において、「懇話会等」とは、府が要綱等で設置するもので、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）とは異なり、外部有識者等と行政運営上の意見交換、懇談等を行う会合をいう。

### 3 懇話会等の設置

懇話会等は、既に設置している懇話会等若しくは附属機関又は他の行政手段（パブリックコメントや府民アンケート等）では、その目的を達成することができないものに限り、各部局において目的を明確に定め設置するものとする。

### 4 懇話会等の運営

懇話会等は、次に掲げる事項に従い、各部局において適正な管理・運営を行うこと。

#### (1) 名称

審査会、審議会、調査会、選定（評価）委員会等附属機関と混同する名称は用いないこと。

#### (2) 目的等

懇話会等に関する要綱等の文書において、「調停を行う」、「審査する」、「諮問する」、「審議する」、「答申する」、「調査する」等附属機関と混同する表現は用いないこと。

#### (3) 設置期間

懇話会等は、目的が達成された場合は速やかに解散すること。

#### (4) 構成員

- 一 懇話会等の構成員の選出に当たっては、目的に応じて、適切かつ幅広い人選に努めること。
- 二 懇話会等の構成員の選出に当たっては、女性の登用に努めること。

#### (5) 運営方法

- 一 府が、懇話会等の招集、開催を行うこと。
- 二 懇話会等の定足数及び議決方法に関する議事手続を定めないこと。
- 三 懇話会等として、意見のとりまとめや意見の表明を行わないこと。
- 四 聽取した意見については、答申、意見書等合議体としての結論と受け取られるような呼称を付さないこと。また、原則として府名義で取りまとめること。

#### (6) 公開・公表等

- 一 懇話会等は可能な限り公開すること。公開に当たっては、公開の方法等及び開催の周知について、「会議の公開に関する指針」に準じること。
- 二 懇話会等の開催概要、配布資料等の公表に努めること。

三 構成員の氏名、選任理由等の公表に努めること。

(7) 構成員の謝礼金等

懇話会等の構成員の出席の謝礼金等の歳出科目は報償費とする。

## 5 懇話会等の見直し

(1) 現に設置している懇話会等については、「附属機関の設置及び運営に関する指針の運用について」 2 (2) 「既存の附属機関の整理」関係 I、II に準じ、廃止、統合を行うこと。

(2) 次の要件を全て満たす場合については、附属機関として位置付け、条例の整備を行うこと。

- 一 構成員に府、国、他の地方公共団体職員以外の外部有識者等が含まれるもの
- 二 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する調停、審査、諮詢、調査のいずれかを行うもの
- 三 会議体として、意見のとりまとめを行うもの
- 四 他の機関等の活用による対応が困難であるもの

## 附 則

この要領は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。